

新型コロナウイルス感染症に関する本山学園の今後の対応について（第7報）

新型コロナウイルスの感染拡大が日本で起こり始めてから1年以上が経過しましたが、その間、感染者は増減を繰り返しながら日本中に蔓延し、未だ収束のめどはたっておりません。「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」が日本各地に発出されたにもかかわらず感染拡大の勢いは衰えていません。むしろ最近では、変異株の拡大によりこれまでにない危機感が広がってきています。先日にはついに岡山県にも「緊急事態宣言」が発出される事態になりました。学校法人本山学園（以下、学園）においては、これまで、「学生の健康が第一」と「教育の場と質の担保」の両立を図るべく万全の感染防止対策を取りながら、全学園において通常の授業形態を維持して参りました。これからも可能な限り通常の授業形態を維持していきたいと思っています。そのためには、国が求める「新しい生活様式」の実践や感染防止を高める「5つの場面」、さらには岡山県の「緊急事態措置」等の指針を踏まえて、学園の全ての教職員と学生に対して、以下にこれまでの本学園の対応に新たな行動目標を加えた学園の要請事項を示しますので、本要請事項の遵守のさらなる徹底をお願いいたします。

特に最近では、様々な変異株の脅威、特に若い世代に対する脅威が非常に増しています。いつ誰がこの変異株に感染して重症化してもおかしくない状況になっています。皆さんの身近に感染の脅威が差し迫っているといても過言ではありません。学園の全ての教職員と学生の皆さんは、自分が感染するかもしれない、感染させるかもしれない、という危機意識を常に強くもって良識ある行動をとるようお願いいたします。

I. 新型コロナウイルス感染症の防止に対する留意事項

以下の事項の遵守の徹底をお願いいたします。

1. 学園内において

1) 一般的注意事項

- ① 入校時、必ずサーモグラフィにより体温チェックを行う。
- ② 常時不織布マスクを着用する。
- ③ アルコールによる手指消毒、流水・石鹸による手洗いをこまめに行う。
- ④ 咳エチケットを守る。
- ⑤ 授業時間外（昼食時や休憩時間）では、三密（密閉・密集・密接）の環境を作らない。食事時は黙食、会話時はマスク着用を徹底する。
- ⑥ 常時ソーシャルディスタンスを保つ。
- ⑦ 昇降にはなるべく階段を使う。エレベーターを複数人で使用する時には、同時に7名までとする。
- ⑧ 食事前には、テーブルのアルコール消毒を行う。また食事前には必ず流水と石鹸で30秒以上手指を洗う。

2) 授業の遂行に際して

- ① 学生の席は、各教室で可能な範囲で工夫して席の間隔をあける。
- ② 常時換気を図る。
- ③ 授業中、教員及び学生は不織布マスクを着用する。
- ④ 授業の中で、学生間及び教員・学生間での近距離対面の機会はできるだけ避けるよう工夫する。
- ⑤ 共通で使用するキーボードやマイクは使用前後に消毒する。
- ⑥ 演習・実習においても、教育効果を落とさない範囲で可能な限り学生間及び教員・学生間の距離をあけるよう工夫する。
- ⑦ 演習・実習前後で流水と石鹸による手洗いを実施し、実習中に相手が変わる毎にアルコールによる手指消毒を行う。

2. 学園外において

- ① 感染防止の三つの基本（マスクの着用、手洗いの励行、ソーシャルディスタンスの確保）を実践する。
- ② 「三つの密」（密閉・密集・密接）の環境をつくらない、参加しないことを徹底する。
最近では、一つあるいは二つの密で感染した事例があるので一層の注意が必要である。
事例) 屋外バーベキュー、卓球場、サークル活動後の飲み会
- ③ 新たに国が指定した感染リスクが高まる以下の「5つの場面」（一部学園改訂）を避ける。
 - ・ 飲酒を伴う懇親会等
 - ・ 同居人以外との外食や飲み会
 - ・ マスクなしでの会話
 - ・ 狭い空間での共同生活（寮の部屋、トイレの共有部分、風呂等）
 - ・ 居場所の切り替わり（教室から休憩室や更衣室等への移動後）
- ④ 不要不急の外出を自粛する。
- ⑤ 以下に示す感染リスクが特に高い場所への出入りや機会を避ける。
飲食店、居酒屋、コンパ、飲み会、歓送迎会、路上飲み、喫茶店、カラオケ店、ライブ、カフェ、スポーツジム、ゲームセンター、マージャン店、パチンコ店、バー、スナック、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等
屋内外で不特定多数が集まるイベントや集会等
注) 実習先等からの歓送迎会等への誘いがあつた場合には、本通達により禁止されているとして断ること。
- ⑥ 県境をまたいでの往来（特に感染多発地域）及び外国への渡航は極力避ける。やむを得ず県境をまたぐ移動等の必要が生じた場合（帰省を含む）には、所定の届け出用紙を必ず事務局へ提出する。

3. 体調チェックシートによる健康の自己管理の徹底

全ての教職員及び学生は、毎朝（1日1回）、体調チェックシートにより必ず自身の体調をチェックし、体調の自己管理を徹底する。

- ① 毎朝必ず、体調チェックシートに体調を記入し報告する。体温測定ができなかった者は、入校時、サーモグラフィーにて検温する。
- ② チェック項目の症状のうち、37.5度以上の発熱あるいは平熱より1度以上高い場合、体のだるさ、呼吸器症状、嗅覚・味覚障害がある場合の対応について。
 - i) これらの症状がある場合には、原則として自宅待機とする。解熱剤を使用せずに24時間以上の発熱を認めなければ登校可能とする。症状が2日以上続くか増強する場合には自宅待機を続け、かつ最寄りの発熱外来を受診する。その後の対応は診察医の指示に従う。なお受診した場合には、受診の証明となる書類（診断書、領収書等）を事務局に提出する。
 - ii) これらの症状があるにもかかわらず登校した場合には、医務室が対応するが、原則として自宅待機の措置をとる。
- ③ チェック項目の症状のうち、上記以外の症状がある場合は、登校を可とするが、必要に応じ医務室に相談すること。
- ④ 無症状であっても、新型コロナウイルス感染症であることが確定した人あるいは2週間以内に流行地域に渡航・居住していた人との濃厚接触歴がある場合は、自宅待機とし、PCR検査を受け陰性であれば登校を可とする。一方、PCR検査を受けない場合は、少なくとも接触後2週間は登校を禁ずる。
- ⑤ 保健所から濃厚接触者と特定された者は保健所の指示に従ってPCR検査を実施し、その結果にかかわらず特定された日から14日間を自宅待機とする。

注) いずれの場合にも、事例が発生した時点及び適宜その経緯あるいは結果を事務局あるいは当該校担当者に報告し、指示を受ける。

4. 外部からの来校者への対応

- ① 非常勤講師の先生方においては、入校時に体温測定（サーモグラフィー）を行い、その結果を「非常勤講師体調チェックシート」に記入する。37.5度以上の場合あるいは平熱より1度以上高い場合には事務局に連絡する。
- ② オープンキャンパスや大学説明会への出席者は、入校時に体温測定を行い（サーモグラフィー）、その結果を「構内への立ち入りにおける健康状態の確認について」に記入する。37.5度以上の場合あるいは平熱より1度以上高い場合には、参加を禁止し別途対応する。
- ③ 入学試験においては、受験生は入校時に体温測定を行い（サーモグラフィー）、その結果を「構内への立ち入りにおける健康状態の確認につ

いて」に記入する。37.5度以上の場合あるいは平熱より1度以上高い場合には、別途対応する。

- ④ その他の来校者（会議参加者、業者等）においては、入校時に体温測定を行い（サーモグラフィ）、「構内への立ち入りにおける健康状態の確認について」に記入し、チェック項目に該当する場合は入校を禁止する。

5. 国あるいは岡山県から「緊急事態宣言」あるいはそれに類する宣言が発出された場合

国あるいは岡山県から、上記宣言等が発せられた場合には、それらが高等教育機関に求める内容に応じて対応する。岡山県以外の各自治体へ出された「緊急事態宣言」等への対応については、適宜検討する。

II. 教職員あるいは学生において、感染が強く疑われる者あるいは感染者が出た場合の対応

1) 感染が強く疑われる者が出た場合（同居者に感染者あるいは濃厚接触者が出た場合を含む）あるいは感染者となった場合の当該者の対応

- ・ 事務局あるいは各校担任に事象の発生状況を報告し指示を受ける。また適宜その経緯あるいは結果を事務局あるいは各校担任に報告する。
- ・ 当該者は、最寄りの「新型コロナウイルス受診相談センター」（以下、センター）または医療機関に相談して指示を受ける。
- ・ 感染確定後はセンターまたは医療機関の指示に従う。
- ・ 症状緩解後の登校については、センターまたは医療機関の指示に従う。
- ・ 登校後も学園内でのフォローが必要な場合には、医務室が対応する。
- ・ 感染が疑われたがPCR検査が陰性であった者は、センターまたは医療機関の指示に従う。

2) 教職員あるいは学生に感染者が出た場合の学園の対応

- ・ 学園は文部科学省からの以下の通達に則り行動することを基本とする。
「学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局（学園においては岡山市保健所 086-803-1360）と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する」。
- ・ 事務局あるいは当該校担当者は、岡山市保健所と密に連絡をとり適切に対応する。
- ・ 感染者が出た場合には、前記の通達に則り判断することを基本とするが、当該校あるいはクラスを即臨時休校とするものではない。

III. 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用の推奨

感染防止のために「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をスマートフォンにインストールし、接触通知をAPPで表示するなど、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けられるようにする。

以上

2021年5月26日
本山学園新型コロナウイルス対策委員会